

心の輪を広げる障害者理解促進事業実施要領

2019年2月27日
内閣府特命担当大臣決定

1 趣旨

「障害者週間」の実施に伴い、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指し、障害者に対する国民の理解の促進を図るため、「心の輪を広げる障害者理解促進事業要綱」に基づき、「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を公募し表彰するものである。

2 主催

内閣府並びに都道府県及び指定都市の共催とする。

3 募集テーマ

(1) 心の輪を広げる体験作文

出会い、ふれあい、心の輪 ―障害のある人とない人との心のふれあい体験を広げよう―

(2) 障害者週間のポスター

障害の有無にかかわらず誰もが能力を発揮して安全に安心して生活できる社会の実現

4 応募資格

(1) 心の輪を広げる体験作文

小学生以上

(2) 障害者週間のポスター

小学生及び中学生

5 募集の方法

(1) 心の輪を広げる体験作文

① 作文の題名（タイトル）及び内容

作文の題名（タイトル）は、自由とする。また、内容は、障害のある人とない人との心のふれあいの体験をつづったものとする。なお、応募作品は、未発表のもの1編に限る。

② 募集の区分

小学生区分、中学生区分、高校生区分及び一般区分の4区分とする。

③ 応募先

応募先は、居住地の都道府県又は指定都市の障害福祉担当課とする。ただし、児童生徒について、居住地と学校所在地の都道府県又は指定都市が異なる場合は、学校所在地の都道府県又は指定都市の障害福祉担当課でもよいものとする。

④ 制限字数等

1編当たりの制限字数は、小学生区分及び中学生区分については、400字詰め原稿用紙

2～4枚程度とし、高校生区分及び一般区分については、400字詰め原稿用紙4～6枚程度とする。なお、用紙は、原則として400字詰め原稿用紙（B4判縦書き）を使用する。

⑤ 応募者の属性等に関する資料（属性表）

内閣府があらかじめ提示する作者の属性表（様式）の項目に従い、氏名、住所、年齢（生年月日）、性別、所属先（学校名・学年又は職業）、電話番号、FAX番号、障害の有無・程度、作品の題名（タイトル）及びその他参考となる事項等を記載し、作品と共に提出する。

⑥ 募集期間

2019年7月1日（月）から9月30日（月）までの間で各都道府県又は指定都市が定める日とする。

※作品の推薦について、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付障害者施策担当が指定する先へ2019年9月30日（月）までに到着する必要がある。

(2) 障害者週間のポスター

① 作品の題名（タイトル）及び内容

作品の題名（タイトル）は、自由とする。また、内容は、障害者に対する理解促進に資するものとし、障害のある人とない人との相互理解・交流等を造形的表現で訴えるものとする。なお、応募作品は、未発表のもの1点に限るものとし、作品中に標語その他の文字は入れないものとする。

② 募集の区分

小学生区分及び中学生区分の2区分とする。

③ 応募先

応募先は、居住地の都道府県又は指定都市の障害福祉担当課とする。ただし、児童生徒について、居住地と学校所在地の都道府県又は指定都市が異なる場合は、学校所在地の都道府県又は指定都市の障害福祉担当課でもよいものとする。

④ 規格、画材等

ア. 規格は、画用紙のB3判（横364mm×縦515mm）又はいわゆる四つ切り（横382mm×縦542mm）を使用し、これに満たない作品は、B3判又は四つ切りの大きさの台紙に貼付する。なお、内閣府が広報用のポスターを作成する際のレイアウトの都合上、作品は縦位置（縦長）のみとする。

イ. 彩色画材は、自由とする。

⑤ 応募者の属性等に関する資料（属性表）

内閣府があらかじめ提示する作者の属性表（様式）の項目に従い、氏名、住所、年齢（生年月日）、性別、所属先（学校名・学年又は職業）、電話番号、FAX番号、障害の有無・程度、作品の題名（タイトル）及びその他参考となる事項等を記載し、作品と共に提出する。

⑥ 募集期間

2019年7月1日（月）から9月30日（月）までの間で各都道府県又は指定都市が定める日とする。

※作品の推薦について、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付障害者施策担当が指定する先へ2019年9月30日（月）までに到着する必要がある。

6 作品の選定方法等

- (1) 都道府県又は指定都市は、応募作品について審査の上、各区分ごとに作品1つをそれぞれ選定し、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付障害者施策担当が指定する先へ2019年9月30日（月）までに到着するよう推薦する。
- (2) 都道府県又は指定都市から推薦された作品は、内閣総理大臣又は内閣府特命担当大臣で障害者施策を担当する者（内閣府特命担当大臣で障害者施策を担当するものが置かれていないときは、内閣官房長官。以下「担当大臣」という。）が、「心の輪を広げる体験作文」については、小学生区分、中学生区分、高校生区分及び一般区分の4区分ごとにそれぞれ最優秀賞1編、優秀賞3編及び佳作5編以内を選定する。また、「障害者週間のポスター」については、小学生区分及び中学生区分の2区分ごとにそれぞれ最優秀賞1点、優秀賞1点及び佳作5点以内を選定する。ただし、より多くの者に機会を設ける趣旨から、「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」のいずれも過去を通して入賞は一度限りとする。
- (3) 入賞作品の選定は、10月末を目途として行い、入賞者に対しては、内閣府から都道府県又は指定都市を通じて通知する。

7 表彰

最優秀賞受賞者に対しては、内閣総理大臣からの賞状及び表彰楯を、優秀賞受賞者に対しては、内閣府特命担当大臣からの賞状及び表彰楯を、佳作受賞者に対しては、表彰楯を贈るものとする。

8 入賞作品の活用

- (1) 作文及びポスターの入賞作品については、作品集を作成し全国に配布するほか、内閣府ホームページ等に掲載し、全国的な啓発広報に活用する。また、最優秀賞に入賞した「障害者週間のポスター」の中から1点を内閣府が作成する広報用ポスターの原画として使用する。
- (2) 「障害者週間」期間中に、東京都内において、都道府県及び指定都市から推薦されたポスターの全作品等の展示を行う。
- (3) 内閣府へ推薦された作品の著作権は、全て内閣府に帰属するものとする。
- (4) 入賞作品の使用、編集等に当たっては、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがある。

9 その他

- (1) 作品の応募に当たり、不正等が発覚した場合は、内閣府において事後に推薦の受付及び入賞等を取り消すことがある。
- (2) 本事業を行うに当たり、その他必要な事項は内閣府政策統括官（共生社会政策担当）が別に定める。